

申27号



## 人事・賃金制度の見直しに関する 第2次説明交渉(医療) 第11回目 **その3**

### 確認事項

～詳細は交渉のポイントをご覧ください!～

#### ◇第102項 薬剤師のD等級昇格審査における在級年数短縮制度の廃止について

- ・現行でD等級試験において2年の短縮制度があるが、試験(合否あり)を昇格審査(ほぼ自動昇進)に変更したことにより、2年短縮の意味合いが薄れた。
- ・日々の業務遂行や実務経験をより重視した取り扱いとした昇格審査の趣旨を踏まえつつ特に修業年限を勘案して、在級年数を2年とした。(他職の3年と比べて1年短縮)。
- ・修業年限6年制に対する調整は1年の短縮制度と初任給での調整を行った。

#### ◇第103項 昇職試験の内容について

- ・現行と同様、筆記と面接により行う。
- ・会社に対する理解も必要なので、筆記試験の内容については医療職用に内容を変更することは今のところ考えていない。
- ・しかし、現行でも一般職と医療職の筆記試験の出題分野・内容は区別している。
- ・前期と後期の試験日程があるが、C等級とT等級を時期をずらして行うのかも含めて検討中。

#### ◇第104項 昇職試験での社内通信研修講座修了による在級年数短縮の根拠について

#### ◇第105項 在級年数短縮となる通教の内容・講座数・受講期間等について

- ・在級年数短縮は、会社の指定する4科目修了を基準とし、C等級は基礎編レベル、T等級は応用編レベルの指定1講座の修了を前提とする。
- ・残り3つの講座は短縮対象講座の中からの受講とし、「医療安全」「医療マネジメント」などの医療職専用の短縮講座も新設する予定である。
- ・講座修了の基準は、期間内にレポートを提出し、概ね6割以上の得点が目安。
- ・短縮の適用は、受験の前年度末までの修了を期限とする。事務手続期間も踏まえ、レポート提出は1月末。社員にしっかりと周知していく。
- ・受講料は、1講座1,000円であり、現行と同様である。

#### ◇第106項 通教によらない在級年数短縮の選考基準について

- ・職務遂行能力及び勤務成績を勘案し、特に優秀と認められる場合に短縮を行う。
- ・人事考課は「任用の基準(就業規則第27条)」に基づき、個々の社員の勤務状況を把握し公正厳格に行う。